

特集 《ダイバーシティ》

韓国弁理士が日本知財業界に 就業挑戦

～海外人材を受け入れるメリットや難しさは何か？～



韓国弁理士 金 鎮伯⁽¹⁾
韓国弁理士 金 泰皓⁽²⁾

要 約

韓国弁理士が日本の知財業界で長期にわたって働いた体験記を2つ紹介する。1つ目の体験記は、韓国弁理士が韓国で働いているときに日本企業から内定をもらい、日本に渡って企業内の特許業務を経験した記録である。2つ目の体験記は、韓国弁理士が韓国の職場を辞め、日本現地に行って日本語を学習しながら就職活動をし、就業先の日本の特許事務所で働いた記録である。韓国人を含む外国人が日本で働く場合のメリットや困難は何かについてを考え、日本の知財業界で海外人材を活用する場合の参考になれば幸いである。

目次

1. はじめに
2. 韓国弁理士が日本企業で働いてみた
 2. 1 日本企業勤務への興味
 2. 2 日本企業への就職
 2. 3 日本企業での勤務
 2. 4 別の日本企業への転職
 2. 5 帰国の契機
3. 韓国弁理士が日本特許事務所で働いてみた
 3. 1 日本特許事務所を目指す契機
 3. 2 留学（就学）・就職
 3. 3 日本特許事務所での勤務
 3. 4 帰国および再就職
4. 日本での活動を目指す外国人へ
5. おわりに

1. はじめに

21世紀に入り、日本の知財業界でも、ますますグローバル化の流れが進んでいる。日本特許庁の統計資料⁽³⁾によると、2020年の日本からのPCT国際出願件数は50,527件で4年前に比べて11.2%増加しており、米国、中国、欧州、韓国など海外への特許出願件数が増える状況が続いている。一方で、2020年の海外主要国から日本への特許出願件数は、米国から22,451件、欧州から19,272件、中国から8,406件、韓国から5,881件となっている。このように日本から海外への特許出願件数が相当数あり、外国から日本への特許出願件数

も少なくない中で、これらの出願から生じる中間処理実務や、審判・訴訟などの紛争業務もその分だけ存在している。

そもそも知財業界は外国人人材の活躍を必要とする業界で、現在、日本の知財業界でも我々韓国人をはじめ、米国人、中国人などの相当数の外国人が勤務していると思われる。これに昨今の企業活動のグローバル化と日本社会の少子化の流れが加わり、今後も日本の知財業界への海外人材の活用、すなわちダイバーシティの要求が高まっていくものと思われる。

そんな日本の知財業界で働きたいと考える韓国人は、今後も多く出てくるであろう。韓国社会は、日本でもよく知られているとおり、輸出主導型の経済社会である。韓国の知財業界も同様で、韓国の弁理士試験には外国語試験⁽⁴⁾が含まれている。外国語の習得や海外への就職に関心のある韓国弁理士は多い。

しかしながら、韓国人を含む外国人が日本の知財業界で言語や文化の壁を越えて、一人前の業務をこなすことは言葉でいうほど容易ではない。外国人として日本社会に適応し、専門性を活かす努力が必要になる。

したがって、本稿では、日本の知財業界のダイバーシティという観点から、実際に日本企業と日本特許事務所で勤務した2人の韓国弁理士の体験記をそれぞれ紹介する。

2. 韓国弁理士が日本企業で働いてみた

2.1 日本企業勤務への興味

職業として弁理士を選ぶ韓国人は、大学進学後に弁理士試験の勉強を始め、試験合格した後に特許事務所やローファーム、企業の知財部に就職する者が多い。

私（キム）は大学卒業後の2004年に韓国弁理士試験に最終合格し、韓国の某特許事務所に就職して2005年1月から特許実務に携わるようになった。その特許事務所は、日本、米国を含む外国から韓国への外内特許及び商標出願業務を主にしている所であった。

私は日本語能力試験（JLPT）1級の資格⁽⁵⁾を取っていた⁽⁶⁾こともあり、日本企業からの韓国特許出願と権利化業務を主に任されるようになった。韓国では弁理士試験に合格した後は、1年間の修習弁理士という見習い期間が待っているが、この期間に私は先輩弁理士の指導を受けながら新規出願の翻訳文の検討や拒絶理由の分析コメント作成業務を主に担当した。

見習い期間が過ぎてからは、さらに多くの日本企業の特許関連業務を任された。こうして私の担当した自動車、鉄道、電子部品などの技術分野に関連して、出願明細書のレビューやOA対応のコメント作成など、未処理案件のファイルが山のように私の机の上に積み重なるようになった。当時、OAへの対応をする際には、私自身が直接拒絶理由を分析する場合も、日本のクライアントが分析した簡単な指示書（A4用紙1-2ページ程度）に基づいて意見書、補正書を作成する場合もあった。数多くのクライアントの指示書から、すべての担当案件を綿密に検討して処理するのは、現実的にかなり大変だったと覚えている。

私は自ずと、出願企業の知財部ではどのような業務が行われ、いかなる過程を経て指示書を作成しているのか想像し、関心を抱くようになった。そして次第に私も直接そうしたポジションで仕事をしてみたいと思うようになり、どうせなら韓国国内よりも海外の先進企業で働きたいという考えが強くなっていった。そんな最中に、ある日、何気なくインターネットで日本企業のホームページを検索しながら特許関連の求人情報を探してみたところ、たまたま日本大手自動車メーカーの知財子会社（TT社）で海外特許出願業務を担う中途採用の広告を発見した。もちろんそれは、外国人の採用までは想定していない日本国内向けの求人広告であったが、私にはあたかも私のための運命のメッセージかのように感じられ心を強く揺り動かした。

2.2 日本企業への就職

(1) 履歴書（及び職務経歴書）

私には日本への留学経験も日本で生活した経験もなかったが、だからこそ新しいことに果敢に挑戦し、求人広告に応募してみたいと強く思った。採用されるだろうという思いよりかは、落ちて成功するまで何度でもチャレンジしてみようというつもりで履歴書を作成した。当時は参考とすべき前例もなく日本語で履歴書を作成すること自体たやすいことではなかったが、試行錯誤しながら草案を作成し、その時週2回の日本語レッスンを受けていた日本人ネイティブの先生に相談をして履歴書の手直しも受けた。こうした過程を経て、やっとの思いで完成させた履歴書を、私は提出した。

(2) 実務テスト

履歴書を提出してから2週間ほどが過ぎ、書類審査通過の連絡が私の元に届いた。しかし、米国OA処理に関する実務テストの書類一式も一緒に同封されていた。私が手にしたそのテスト書類は、すべての番号が黒塗りされた米国特許明細書とOAサンプルで、(i) 拒絶理由を分析し補正案を作成して、発明者向けの日本語コメントを作成し、(ii) 米国現地代理人向けの英文インストラクションを作成し、解答案として提出するように書かれていた。

提出期限は、TT社の発送日から数えて10日後必着が条件であった。しかし韓国にテスト書類が届くまでに既に1週間が経過していたため、国際宅配便で急ぎ返信するとしても、テストを解く時間は1日しか残っていなかった。その日、私は事務所を早退し、夜を明かしながら必死に拒絶理由の分析、補正案の作成、コメント及びインストラクションの作成をし、翌日、その解答案を日本に発送した。米国OAの実務が試されるテストであったことは意外であったが、幸いにも修習弁理士の当時から米国特許実務に関する勉強もしていたことが役に立った。

(3) 面接テスト

さらに3週間ほど過ぎた後、面接の日程に関する案内が届いた。2006年5月のある日、私は胸の高まりを感じながら仁川（インチョン）国際空港で飛行機に乗り、中部国際空港セントレアを経由して、何とか無事に名鉄三河線に乗り、愛知県豊田市へと向かった。

この時のことで今でも印象に残っていることがある。私はこの時、日本では就職面接会場までの交通費を支給すると聞いていた。韓国ではほとんどない話で、飛行機代も支給されるものと思っていたのだが、結局は、海外からの来場は想定していないという理由で日本国内の電車代のみ支給が受けられることとなった。言ってみれば、それほど異例なケースだったと思う。

面接の場を与えてくださった日本企業の立場を考えると、日本生活の経験も何もなかった当時の私は、いわば突然来日した異なる文化の外国人であって、日本の文化や会社生活に適応できずにすぐ帰ってしまうリスクも当然考慮していたはずである。それにもかかわらず、TT社はダイバーシティの観点から外国人採用の可能性を見出して、果敢で前向きな検討をしてくれたものと感じている。この時期に10人近く中途採用されていたということも大きな幸運であった。当日、私は5人の面接官と2時間にわたって脂汗が出るような面接を受けたが、入社後に聞いた後日談によると、面接の結果は「日本語がまだ未熟な部分も見られ、日本に住んだ経験がないため心配になる点もなくはないが、『できる』と強調する私の目の表情から情熱が伺え、実務テストでも高い評価を受けた」とのことであった。

以上のような綱渡りの関門を通過して、幸いにも採用内定通知を頂くことができた。その後、日本の入国管理局から就労ビザが出るまでには、約4ヶ月がかかった。

2.3 日本企業での勤務

(1) 処理業務

私の勤務地は、東京の西新宿にあるTT社の東京オフィスに決まった。住居は臨時的に保証人不要の都内の賃貸マンションに決め、2006年11月から電車での会社通勤が始まった。会社生活にも慣れてきた6か月後に、住居は別の賃貸マンションに移った。

TT社は、その親会社を含む企業グループの各種知財業務を扱う知財集約型の子会社であった。ただし、グループ各社の日本国内出願自体は出願人である各社自らが行っていた。入社以来の私の主な担当業務は海外出願及び権利化であったため、日々の業務の一定の部分は特許事務所の業務とよく似ていたが、企業ならではの独自の判断をする部分や企業独自の業務スタイルは新しい経験だった。例えば日本出願明細書に基づ

く海外出願業務では、米国、欧州、中国、韓国などの現地実務に合わせて請求項の記載形式に修正し、審査請求に応じて請求項数を拡大するなど、外国出願用の明細書を作成する業務が多かったと思う。一方、外国で発行されたOAに対しては、社内の担当者自らが分析するか、または当該国の現地代理人の分析を得て、発明者レビュー手続を進めた。そのほか、外国の特許制度に関する実務知識の蓄積のために米国、欧州、中国、韓国などの国や地域別の社内ワーキンググループ(WG)が活動しており、定期的に月1回で成果を共有したり、愛知県の本社と東京オフィス間のテレビ会議も頻繁に行われたりした。

社内には中国系米国人の特許弁理士がおり、他にも本社の翻訳部署には米国人や中国人が在籍していた。

こうした日常業務で日本語での会話が重要となる場面は、やはり出願人企業の知財部担当者との電話によるコミュニケーションであった。韓国で日本語を学んでいたと言っても日本語が母国語ではない私には、電子メールや書信連絡ではない日本語会話でのコミュニケーションは容易ではなかった。特に日本企業でのビジネス日本語はなかなか身に付かなかった。こうした状況を早期に克服したい思いに駆られ、勤務中に私は同僚が電話で使っている日本語を真似てみたり、退勤後には日本語学校でビジネス日本語過程を1年間履修することも決めた。

人生初の外国生活である日本の会社生活では「郷に入れば郷に従え」ということわざが大切だったと思う。母国語でない勤務環境は初めはとても大きなストレスであったが、会社の上司や同僚らはそのことを理解して待ってくれたし、私もそうした期待に応えなかった。少しでも自然な日本語を身に付けるために、業務後に通った日本語学校では実用的なビジネス表現を身につける努力をし、常に片手に電子辞典を持ち歩いて、電車の中でも街中を歩く時にも知らない日本語があればすぐに辞典を引くことが習慣になった。そうしながら、何度も忘れては覚え、覚えたら話すことを数え切れないほど繰り返した。

そうやって覚えた日本語表現を披露する場としては、会社の会議などで発表することがしばしばあったし、日本語で電子メールをやり取りする機会はそれ以上に数多くあったが、外国人だからという特別な扱いは望まなかった。言葉が不得手だという印象を相手に与えたくなかった私は、発表の前には、あたかもアナ

ウンサー試験を受ける者のごとく、家では鏡の前で繰り返し練習をした。電子メールを作成した後は、一人で自ら手直しを2~3回はしてからようやく送信ボタンを押した。そんな生活の中でも年末年始やゴールデンウィークには韓国の実家に帰省したが、日本に戻ってくる時が近づくとなぜか日本語を忘れてしまったような不安に襲われ、飛行機の中では必ず日本の雑誌を読んだことが思い出される。そうした時を経て、私は日本語で夢を見て、頭の中の思考も韓国語を介さずに日本語だけでできるようになった。

(2) 勤務環境

私は日本で生活しながら、言葉と文化と一緒に学んでいったと思う。私はかつて「言語は文化を盛る器」と教わっていたが、日本社会や会社の中で感じた市民の規律意識や親切さ、各々の立場での責任感、日本語という言葉に深く溶け込んでいることを時々発見したものである。

会社の文化という面でも、私が経験した日本は、さまざまな領域で仕事の処理が非常に細やかで丁寧だった。少し極端な表現ではあるが、日本はスピードよりもミスなく慎重に「石橋を叩いて渡る」システムで、「マニュアル社会」であると聞いていた。私は日本の社会生活を通じて、日本のモノづくりがガイドライン、マニュアル、手引き、手順書などの様々な充実した仕組みの中で発展してきたという話を理解できるようになったと思う。私が担当した知財業務の内容自体は日本と韓国でだいぶ似たものだったが、日本の会社では各自が本人の職域で責任感を持って取り組み、長期的に専門性を高める傾向があり、そうした両国の企業雰囲気の違いは印象的でありながらも、とまどいを覚えることもあった。

多くの韓国企業の勤務環境は、代理、課長、次長、部長、チーム長、取締役など、職級別の処遇が大きく異なるため、会社員にとって昇進が大きな関心事項となる。個人の能力発揮と競争が激しくなる半面、仮に管理職への昇進が遅れた場合には、他社への転職を余儀なくされる場合もよくある。両国の企業文化には、こうした違いがある。

細かなところでは、日本では昼食として家から弁当を作ってきたり、会社の近くでお弁当を買ってオフィスで食べるのが一般的であった。当時の韓国では、そのような弁当文化は広まっておらず、日本のような多

種多様な弁当がコンビニなどで売られていなかった。私はときどき、日本という外国の生活の中で、会社の同僚と昼食を共にしたいと思うこともあった。

入社後、特にT部長とK室長には、私が日本での生活で困った点はないか面談も頻繁にさせていただいた。プライベートでも、プロ野球観戦、スキー旅行も企画して一緒に楽しむ等、多くの配慮をしてくださった。そのおかげで私は日本での生活にスムーズに適応できたと思う。部署の同僚からも親切に接してもらい、時々、昼食を一緒に食べたし、私には彼らと過ごす時間がとても貴重でありがたく、飲み会はほとんど抜けたことがなかったと思う。

(3) 教育システム

教育システムとしては、OJTとJIPAなどの外部知財研修があり、日本人の同僚と同じ環境と機会が与えられた。OJTとしては、外国出願用明細書の作成業務や海外OA対応業務について少なくとも週1件ずつチームリーダーに口頭で案件の説明をし、フィードバックをもらう形だった。一方、外部知財研修は義務ではなかったものの、私は米国、欧州、中国のOA対応などの外国実務に関する講座を中心に受講した。いずれも知財の業務能力向上に役立ったと思う。

一方、人事評価も日本人と同じ基準で行われ、評価に対するフィードバックも面談を通じて詳しく聞き、納得した記憶がある。

2. 4 別の日本企業への転職

TT社で私は海外出願業務を2年間重点的に行ってきたが、日本企業で働いているという立場から、特許出願のための直接的な発明の発掘、知財に基づく研究開発戦略の樹立、日本国内出願及び権利化業務を経験したいという思いが心の中にあった。ちょうどこの時期、TT社は東京オフィスを撤収して本社に業務を統合する時期と重なっていたこともあって、私は悩んだ末に転職活動をし、何とか首都圏にある別の日本企業に転職することが決まった。私にとって、TT社は自分を日本の知財業界に引き入れてくれた運命の会社であった。私はその時の思いと事情を会社に話して退職することとなったが、私を採用し数多くの配慮をいただいた感謝の思いは忘れたことはなく、今でも当時の同僚とはプライベートも含めて交流を続けている。

転職に際して、2008年の当時は、リーマンショッ

ク直前まで多くのテック企業が好況であり、知財関連の求人広告も多かった。私は就職エージェント会社を通じていくつかの会社と面接を行った結果、ある日本大手総合エレクトロニクスメーカー（F社）は、私のような外国弁理士に対して、特許部からの説明及び採用に最も積極的であった。

私はF社に入社して川崎本社での勤務となり、慣れ親しんだ外国出願・権利化業務の遂行と併行させながら、特許部のメンバーとして新しい業務に携わることができるようになった。国内出願のための発明の発掘などに関して事業部会議に参加し、特許マップを参考にして研究開発や特許確保のための戦略を議論し、特許抵触の確認のための社内鑑定業務も進めることができた。F社の特許部には韓国人の私以外にも、主に明細書翻訳業務を担当していたカナダ人や、電子デバイス関連の知財業務を担当していた中国人メンバーがおり、ダイバーシティの観点でも優れた業務体制を有していたと思う。

2. 5 帰国の契機

私にとって日本での生活の大きな転機は、F社に勤務して4年目の2011年3月11日に東日本大震災が起こったことだった。その日はいつものように特許関連のグループ会議が行われていたが、急な数回の横揺れと続く大きな縦揺れが起きて、大地震であるから本社建物から出て屋外へ避難するようにとの指示があった。

その後は、予想できない多くの出来事があり、各地の被害を聞いたとき本当に残念に思った。私の妻と3歳の息子は帰国し、私は日本で一人暮らしすることになった。その後、1年半が過ぎた頃には家族が日本へ戻ってくるのが現実的ではなくなり、私も心を決めて、日本生活7年目にして日本を離れ韓国に帰国することとなった。もし東日本大震災がなかったら、今も日本で会社に通っていたかもしれないと思っている。

韓国に戻ってからは日本での経験を生かして、現在の職場に就職し、日本企業の韓国内での特許取得や調査、紛争などの業務に携わっている。日本企業での勤務経験は、日本のクライアントとコミュニケーションを図るのにかなり役立っている。韓国にいながらも日本をさらに知って理解できるように、韓国内の日本企業の駐在員とフォーラムを通じた交流活動にも力を入れ、日本ライセンス協会にも加入して交流を続けている。

日本への就職を希望する人には、私の経験をもとに積極的に推奨しており、私がまた2006年に戻るとしても日本企業への就職の道を進むであろう。

3. 韓国弁理士が日本特許事務所で働いてみた

3. 1 日本特許事務所を目指す契機

私（ミン）は、2004年に韓国弁理士の試験に合格し、2005年に韓国の特許事務所に就職した。日本企業からの特許出願が多い事務所であることを知っていたが、実際に働いてみると、韓国語への明細書翻訳は日本語担当のメンバーが行っていた一方で、日常の拒絶理由通知への対応の場面では日本公報が引用される場合も多く、その対応には日本語の原文明細書や引用文献の理解が必要であった。

日本企業が韓国で行う審判・訴訟事件を担当した際には、日本企業の事件担当者が、期日当日の出席や事件の対応議論の目的で、韓国を来訪して日本語での会議を行うこともあった。当時の私は日本語をほとんど理解できなかったため、会議が終わった後に日本語が可能だった先輩所員から会議内容をよく教えてもらっていたものである。そうした先輩所員の負担を考えると、私は会議への参加がためらわれるときもあった。

私は日常業務の中で日本語の必要性を切実に感じながらも、日々の忙しさの中で日本語の塾にきちんと通うこともできず、初歩的な日本語理解の水準にとどまっていた。そうした中で、私は日本語能力を向上させたい思いにかられ、そのために思い切った挑戦もしてみたいと思うようになったのである。

私は日本に行って現地の日本語を学び、日本の特許事務所にも就職して実務経験を積みたいという夢を見始めた。その当時、本稿の共同著者である金鎮伯韓国弁理士が日本企業に勤務中であった。他にも2名の韓国弁理士が日本の特許事務所で働いていたため、私は彼らと交流しながら日本現地でのさまざまな話を聞いたことが、日本行きへの大きな動機付けになった。

3. 2 留学（就学）・就職

日本行きの計画を立てる上での一番の懸念材料は、日本での滞在資金と就職先の確保をどうするかであった。特に私は結婚を控えていたため、結婚後に2人一緒に渡日するという事は容易な決断ではなかった。私は、妻やその両親からの承諾を得る努力をし、留学のメリットや日本での就業に失敗した場合の対応など

を、誠心誠意、説明した。

2008年7月頃より、私は日本留学の計画を実際に進めていった。私は韓国の知人の協力を得て、保証人が不要な1年間の賃貸マンション（田園都市線の桜新町駅近く）の契約をし、日本語学校（渋谷所在）も決めた。この契約を境に、本格的に日本語の勉強も始めるようになった。そして日本に入国したのは、2009年4月のことであった。日本の在留資格は就学ビザであり、日本語学校が発給の手続きをしてくれた。1年間後には就職を果たして、就業ビザに変更することが目標だった。

私は妻と一緒に、日本での生活を始めた。不慣れな新しい生活は、すべてが目新しく面白かったのと同時に、日本語能力の不足や未来に対する不安も抱えたものだった。午後1時頃まで日本語学校で授業を受け、昼食を食べた後、家の近くの図書館で夕方まで日本語の勉強に没頭した。日本語授業の予習・復習のほか、日本の特許事務所に就職するために日本語能力試験（JLPT）のための勉強をし、2009年7月頃にJLPTの最高レベルである1級への合格を果たした。残る問題は日本の特許事務所への就業であったが、未だ日本語能力に不足を感じていた私は就業先について悩みは多かった。

日本語学校での生活も4ヶ月を過ぎた頃には、勉強中心の生活に単調さを感じるようになっていた。現実の生活面でも、当時はかなりの円高ウォン安もあって、準備してきた留学資金も不足しつつあり、仕事を始めるほかない状況であった。日本語学校の学期は2009年9月末までであり、私は、その前の2009年8月に履歴書を提出してみることにした。応募に際して、米国人、中国人などの外国人がすでに多数存在し、ダイバーシティを重視している事務所であることが最も重要な要素であると考えた。私は、当時恵比寿にあった（現在は「丸の内」所在）の事務所に履歴書を電子メールで送付した。履歴書と職務経歴書の書き方は、インターネット検索を通じて日本の様式を調べ、日本人の知人にチェックをしてもらった。職務経歴書には、韓国の事務所で経験した業務の種類やその処理件数を具体的に記載した。

幸運にも採用面接の機会が与えられ、未だ不得手な日本語ではあったが、アピールすべきポイントについて予めスクリプトを準備し覚えてから面接に臨んだ。当日は、会長および所長との面接となった。外国人と

して日本語が十分でない点は当然あるけれど、米国特許弁護士、中国弁理士、中国スタッフが在籍しているので、韓国弁理士も採用したいという前向きな話をしてくれたことを覚えている。面接を終えるときに、会長が正社員としての内定意思を示唆してくれた。私の妻は、近くの喫茶店で面接が終わるのを待っており、一緒に喜びの涙を流した。この日は、ほぼ4年近くに及ぶ日本の生活の中で、最も嬉しかった日の一つとなった。

数日後、正式な内定通知書が届いた。事務所の配慮により、予定どおり2009年9月いっぱい日本語学校に通い、2009年10月から出勤することになった。就業先の決定により、私たちをようやく胸をなでおろした。出勤日までの期間は、日本語の勉強を継続しながら、就業生活への必要な準備も進めていった。

3. 3 日本特許事務所での勤務

幸いにも日本特許事務所に就職できたが、新しい日本の職場の文化にうまく適応できるか、与えられる業務を問題なくこなせるか、さらには事務所に貢献できるかは未知数であった。2009年9月から約3年6か月間は、こうした課題解決の連続であった。

(1) 事務所への所属意識とメンバー間の交流

日本の事務所で実際に働くときに私が最初に思ったことは、日本人所員たちとの関係をつくりたいということ、そして業務で通用する日本語の能力を高めたいということだった。外国で働くということは、日常の業務だけでなく、事務所の一員としての所属意識や所員との交流する機会が大切だと思っている。

私が就職した特許事務所の勤務時間は午前9時～午後5時40分であったが、私はできるだけ8時までに出勤するように努力した。出勤して9時までは日本語の勉強をし、当日の業務内容をチェックするのが朝の日課であった。当時、私の席が所長の近くであったこともあり、出勤時と退勤時には所長に挨拶をすることも心掛けた。短い挨拶の言葉を交わすだけでも、重要なコミュニケーションになると考えたし、少しでも誠実に事務所の業務に臨もうと思った。後年、私が事務所を退職する折には、所長から当時の挨拶を心掛けた日々を思い出して褒めて頂いた。

毎週月曜日の朝には、所内の広い空きスペースに全員集まって朝会を行った。韓国の事務所では、経営陣

などの一部のメンバーが集まる形式の朝会がある程度なので、所員全員が集まる朝会は、事務所全体の動静が分かり、所員とも会えるよい機会であった。私が所員みなの前で自己紹介をしたのも、退職時の別れの挨拶をしたのも朝会であった。一週間の業務は、朝会の最後に会長や所長が「今週も頑張りましょう！」という大きな掛け声を聞きながら始まるのが常だった。

事務所内のイベントも所員と交流する良い機会だった。毎年恒例の忘年会や新年会、2010年の仙台・松島への所員旅行、ワイン会などに積極的に参加しながら、何人かの所員と個人的に親密な関係を築くことができた。その他にも、プライベートなランチや飲み会などに進んで参加し、所員との親交を図り、多くの所員との関係を徐々に深めていきながら、事務所に慣れ親しんでいったと思う。

2011年3月11日、私は東日本大震災を経験することとなった。韓国では大きな地震はまず起こらないため、私にはまったく想定できない出来事であったが、当時、所員のほとんどは普段通り落ち着いて勤務しており、私も同じように行動するようにした。外国人だからといって特別扱いされるという考えはしないように努め、これは私が日本で働く時の基本的な考え方であったと思う。

地震の発生時は高層ビルの32階で勤務していた。家には妻と生後5ヶ月の娘がいたため、私は4時間かけて家に歩いて帰った。週末が明けた3月14日の月曜日には、通常通り出勤をし、まず行った仕事は、天災地変の場合において韓国で特許出願手続きの懈怠による救済措置を受けられるかについて調査することだったと覚えている。その数日後の朝、出勤したら私の机の上には、ミネラルウォーターと所長からの手紙が置かれていた。それは心のこもった慰労の手紙で、非常の災害時に私と妻はどれだけ嬉しく心強かったかわからない。所長夫妻からは、娘の誕生の時など、事あるごとに心をかけていただき、外国生活での孤独感を拭い心強いサポートを受けていると感じ、地震後の日本での生活にも大きな力となった。

(2) 言語能力

もともと私が日本に行くことを決めたのは、現地での日本語能力の向上が目標であった。実際に日本の特許事務所では、所員とのコミュニケーション以外に、業務遂行のために日本語能力は必須であった。私は未

だ不十分だった日本語能力を高めるため、出勤して始業前の時間や退勤後の時間も日本語の勉強に充てることにした。日常生活の中ではTVから聞こえる日本語も、地下鉄での移動や街中で目にする日本語も、すべてが勉強になった。私はそのつど辞書を引き、その意味や読み方を調べる努力を続けた。

特許事務所では書面作成が主な業務となるため、日本語を書く能力が重要であった。私が入所した初めの頃は、韓国特許出願の中間事件で拒絶理由の検討コメントを日本語で作成する業務を多く担当した。事務所の在籍期間中には、私はさまざまな業務を担当したが、日本のクライアント宛ての書面を含め日本語の作文能力は継続して必要な能力であった。まだ書く能力が十分でなかった頃は、日本人所員による検討を十分に受ける必要があった。

日本語を検討する日本弁理士によって、それぞれに独自のスタイルがあったため、似た内容であっても人により指摘を受けたり受けなかったりしたことがあった。そうした検討結果の違いは、時に紛らわしく感じたこともあったが、私はそれらの指摘をできるだけ受け入れた上で、自分なりのスタイルで消化しようと努力した。誰からも指摘を受けない中間事件のコメントを作成することを目標として、過去に所内の日本弁理士たちが作成した過去の文章を参考にし、さらに各中間事件の明細書、引用発明、拒絶理由などの検討も綿密に行い、そうした日々の努力を重ねた。これにより1年経った頃には、大きな指摘を受けない日本語文章を書けるようになったと思っている。

次に、特許事務所の業務はデスクワークであるため、日本語での聞き取りや話す能力を伸ばすためには、別途の努力が必要であった。しかし、自らプライベートな席に参加してみても、相手の話の理解が難しいこともよくあり、自分の意思を十分に表現することも困難であった。その大きな原因としては、やはり日本語の語彙力が不足しており、単語は覚えても忘れやすいため、単語を何度も暗記しては使う練習を継続的に行うよりほかなかった。

加えて、日本での社会生活に通用する「ビジネス日本語」の体得は、容易には達成できない高いレベルの問題であった。書籍での勉強だけでは、自然な敬語表現を覚えることも難しかった。そこで私は、4カ月間にわたり、週2回のペースで、退勤後にビジネス日本語学校に通うことにした。学校では日本語の敬語表現

を学び、2人組で実際に会話練習をする機会が得られた。当時、ある日本企業で10年以上勤務している外国人も一緒に学んでいたが、外国滞在年数と外国語能力とは必ずしも比例するわけではないことを改めて感じたことを記憶している。

そして私にとって想定外だったことは、韓国にいた時よりも、英語が必要とされたことである。私が所属していた内外部門には、米国人が複数名いたことに加え、韓国出願以外にも米国、ヨーロッパ、中国などの出願事件を担当するために、英語で指示書を作成しなければならなかった。業務に必要な英語能力の向上のために、私は数ヶ月間英会話学校に通ったり、TOEIC試験を3回受験したり、明細書(技術)の英語翻訳に関する複数の書籍を購入して時間のある時に勉強したりした。日本で、日本語での説明を聞きながら英語の学習や試験を受けていたときには不思議な気分になったものである。

(3) 業務能力の向上及び業務範囲の拡大

韓国弁理士が日本の特許事務所で働く場合には、日本企業からの海外出願を扱う内外部門に配属される場合が多いと思われる。私もこの例に漏れず、内外部門の所属となり、入所当所は韓国特許出願の中間事件を主に担当した。そして徐々に、内外部門の本来的業務である、米国、ヨーロッパ、中国などの諸外国特許出願の中間事件まで業務範囲を広げていった。私は、必要に駆られて米国やヨーロッパなどの特許実務について勉強をした。事務所には米国やヨーロッパから海外代理人も頻繁に訪れ、彼らから該当国の知財に関して英語での講演を聞いたときは、その国の知財実務や最新動向を学ぶことができ、良い刺激にもなった。

内外業務の処理が十分できるようになってきた頃、私は内外業務にも携わりたいと思うようになった。この要望は事務所に快く受け入れてもらえ、私は韓国企業による日本出願の中間事件処理業務を、日本人の担当弁理士を補助する形で関わるできるようになった。あくまで担当弁理士の監督のもとではあったが、意見書案および補正書案を日本語で作成し、日本特許出願実務について書籍ではなく実務で直接経験することができた。

日本出願の中間事件の処理には日本特許実務の理解が必要であったが、担当弁理士から直接学ぶこともできたし、特許明細書の書き方などを説明した専門書籍

を通じて学ぶこともできた。特に私にとって有意義だったのは、所内の弁理士が執筆した特許実務書を韓国語に直接翻訳し、韓国で出版する事業に携わったことである。こうした経験を通じて、日本と韓国の微細な実務上の違い⁽⁷⁾も理解していった。

日常的な業務のほかにも、韓国弁理士として、事務所内での韓国実務教育や、韓国での法改正および実務変更に関するニュースレターを作成することもあった。韓国企業や韓国特許庁からの来客対応、および、韓国企業からの日本出願の誘致にも微力ながら尽力した。この一環として、韓国への事務所PR活動にも取り組み、上述したような事務所内で執筆した特許実務書や寄稿文を韓国語に翻訳して韓国国内向けに発行したり、日本の重要判決について韓国の知財専門誌に寄稿したりした⁽⁸⁾。

私のように日本で働く韓国弁理士の中には、日本弁理士の試験に挑戦し、中には合格を果たす者もいる。私もそうした話に刺激を受け、業務と併行して独学で日本弁理士の試験に挑戦し、2012年の短答式筆記試験に何とか合格することができた。日韓の知財制度や法体系はよく似通っており、試験科目の多くも共通しているため、一から勉強しなくても良いことは有利だったと思う。とはいえ、その年の論文試験は準備不足により失敗した。その後、私は2013年2月に帰国したため、残る2度の論文試験の受験機会を活かすことはできなかったが、受験勉強を通じて得た日本知財法に関する知識は、その後も日本の業務をするのにおいて大いに役立っている。

日本の特許事務所では、日本や諸外国の特許実務の経験は増えていく一方で、韓国の実務、特に特許紛争実務については経験を積みにくいという点は韓国弁理士として残念な部分だったと思う。これは、日本企業による韓国での紛争事件が、主に日本企業と韓国のローファームまたは特許事務所との間で直接行われる場合が多いからだと思われる。

ただし、近年、韓国弁理士会では、オンラインでの実務研修(2年間で24単位の研修必要)を受けることができ、これにより特許法院の判事による知財訴訟実務の講義など、最新の情報が得られやすくなってきている。私が日本にいたときより、上記のようなデメリットの幾分かは解消されているように思う。韓国弁理士が外国で働く場合は時々あるが、本人の長所、すなわち韓国弁理士であれば韓国実務に関する専門性

は、継続して磨き維持すべきものと私は考えている。

3. 4 帰国および再就職

私自身は日本の特許事務所でより多くの経験を積みたい気持ちがあったが、家族の事情などにより、2013年2月に日本を離れ韓国へ戻ることとなった。事務所に退職の意思を伝えた日のことは今でも忘れられない。私は会長の部屋を訪ねて退職の事情を説明し、これまでの感謝の気持ちと、退職の申し訳ない思いや複雑な心境も一緒に伝えた。私は感極まって涙をこらえることができず、その姿に会長も一緒に別れを惜しまれた。このときの会長の涙を見て、私は外国人であっても日本の特許事務所の一員としてきちんと受け入れられていたことを実感した。こうしたことは、私にとって日本という外国で働いたことの何よりの宝であった。

韓国へ帰国後、私は日本の特許事務所です3年6カ月にわたり正社員として働いた経験が認められて、韓国の大手ローファームに就職し、現在に至っている。私が知る限り、日本の企業や特許事務所です正社員として数年間働いた経験のある韓国弁理士は数えるほどしかない。

私が日本へ行く前に目標としていた、現地での日本語習得と業務経験は、困難な時もあったが十分に達成できたと思う。韓国にいたら決してわからなかったであろう日本での特許実務について、実体験の裏付けをもって理解することができたし、日本の実社会や文化を知ったことで、日本のクライアントのさまざまな意図や事情も比較的容易に推察できるようになったと思う。

現在、日本での経験を生かして、日本企業の紛争および出願・権利化を主な業務としており、特に望んでいた紛争業務も多数経験している。こうした日々の業務では、日本のクライアントとの書面、電話、オンラインでのやり取りはいずれも日本語で無理なく行えている。日本のクライアントに韓国の知財制度やその日本の制度との違いを説明する折にも明瞭かつ十分な説明をしながら、韓国の制度や実務の特殊性に鑑みて的確な対応案を提案することを心掛けている。

日本の各知財機関で韓国特許実務についての日本語講演をする機会もたびたびある。そのほか、日本の主要判例、日本弁理士会の月刊パテント、JIPAの知財管理誌なども定期的にチェックし、その過程で韓国の

知財業界に影響を与えるものなどがあれば、判例注釈や寄稿文の執筆・翻訳などにも力を入れている⁽⁹⁾。

日本での約4年、日本の特許事務所での3年6カ月の期間は、振り返ってみると多少無謀で右往左往、孤軍奮闘の連続であったが、「私の人生最大の挑戦の歴史」であったと自負できると思う。未だ業務能力が十分でなかった私を差別なく温かく受け入れ、物心両面で助けてくれた特許事務所と日本社会に深い感謝の言葉を伝えたい。プライベートでも多くの厚意を受けた当時の思い出を胸にして、今でも私は、いつか恩返ししようと心に決めている。

4. 日本での活動を目指す外国人へ

(1) アドバイス

外国の人材が日本に就職先を求めるときには、外国にいながらして日本の就職先を決める場合（筆者1のケース）と、日本に渡った後に日本語学習後に就職を試みる場合（筆者2のケース）がある。いずれのケースにおいて、外国人が日本の企業や事務所で働くことは容易ではなく、日本語のレベル、日本滞在の費用、日本社会への適応度など、そして何よりも本人の情熱が必要になってくる。

そうした現実面を考慮すると、外国本国にいるうちに一定水準の日本語学習を終え、日本の就職先を決めた上で、日本に行き生活を始めることが良いと思われる。韓国では、国内で日本語学習の環境も整っており、過去の時代の勢いはないとしても、現在も日本語学習者は多い。日本の知財業界の就職先を決めるのにおいては、日本企業または日本特許事務所のどこで働くか、具体的にどの職場が自分に合うか、その職場が要求する人材は何であり、そのニーズにいかなる面で貢献できるかなどを志願者として十分に検討する必要がある。外国人として日本の就職先の情報を得ることは容易ではないが、給与面だけでなく、できるだけ就職先のターゲットを明確にして、それにかなう職場を見つけることが必要だと思う。

幸いにも日本の職場で働くことになった後は、やはり職場の一員として特別意識なしに日本人と同等に業務に参加する必要がある。外国人という理由で、ある程度の便宜が計られる場合もあるが、長く働くためには、できるだけ同等の責任と義務を負うように努力する必要があると思われる。日本の職場で外国人の存在が負担や迷惑になることを減らし、可能な範囲で日

本人と同じく貢献を図り、その上で外国人本人としての特技（例えば、韓国弁理士であれば、韓国実務に対する専門性）を最大限活かしていくことが大切である。そして、外国人でなく職場の一人の人間として、ここにプラスアルファとして貢献できる業務を持続的に開発して拡張させる必要がある。

(2) 外国人が安心できる日本社会

韓国において日本は単一民族の国というイメージで同質性を好む傾向があると考えることが多いが、実際に日本で働いた実体験によると、外国人にとってさまざまな厚遇を受けることができた。特に東京には韓国のソウルより外国人の数が多く、韓国人にとって違和感の少ない安心のできる、ダイバーシティが尊重される国だという印象を強く持つようになった。

外国人が日本で働く上では、言葉と経済面、そして子供がいる場合には子育ての支援が大切になる。日本に入学して就職する前は、市役所や区役所で提供する外国人用日本語クラスがあり、ほぼ無料で日本語を学習することができた。

日本で子供が生まれたときには、外国人であっても日本政府から相当な子育ての支援金を受けることができた。子供を私立保育園に預けたときは、保育料の一部を日本政府が支援してくれた。保育園の先生は外国人に友好的な雰囲気です、日本人のママ友も友だちとして普通に受け入れてくれた。

5. おわりに

本稿では、2人の韓国弁理士が日本の知財業界で働いた体験を記載した。異文化の外国人が日本社会で働いたときに、何を求め、何にぶつかり、どんなことを考えるのかを実体験に基づいて記したものである。

日本の社会のみならず、日本の知財業界でも、今後外国人の人材活用が活躍する場は多いと思われる。特に知財業界はグローバル化の速度が速く、日本企業の知財力を考えれば、日本の知財業界で働きたい海外の人材は、大相撲の海外出身力士の数ほど多いと思われる。ポストコロナ時代が早く到来し、再度日本知財業界の多くの方々と再会できることを期待してやまない。

以上

(注)

- (1) 金張法律事務所の韓国弁理士 (jbkim2@kimchang.com)
- (2) 金張法律事務所の韓国弁理士 (thmin@kimchang.com)
- (3) 日本特許庁発行の「特許行政年次報告書 2021 年版」によると、2020 年の日本からの PCT 国際出願件数は、2016 年の時点に比べて 11.2% 増加し、50,527 件である（1 位は 68,707 件の中国、2 位は 58,881 件の米国）。2020 年の日本人による海外主要特許庁への特許出願件数は、USPTO へ 79,207 件、CNIPA へ 47,862 件、EPO へ 21,841 件、KIPO へ 14,014 件であった 2020 年の外国人による日本への特許出願件数は、米国と欧州からの出願がそれぞれ 22,451 件と 19,272 件、韓国からの出願は 5,881 件、中国からの出願は 8,406 件となっている。
- (4) 現在の韓国弁理士試験では、外国語試験として公認英語能力検定試験の成績提出が求められ、TOEIC 試験の場合、基準点として 775 点以上が課せられている。
- (5) 日本語能力試験 (JLPT) は、日本を含め世界 87 カ国・地域 (2019 年) で実施し、日本語非母語話者を対象とする日本語試験としては最も受験者の多い試験である。平成 22 年に試験を大幅に改定し、レベルを 1 級～4 級の 4 段階から N1～N5 の 5 段階に変更し、試験科目、試験時間および合格点を再編した。例えば、N1 レベルは「幅広い場面で使われる日本語を理解する事ができる」とされている。外国人が就業をするとき、N1 などの高いレベルなら業務に必要なある程度の日本語が可能だと思われる。
- (6) 2003 年当時の韓国弁理士試験では、外国語試験の選択科目として日本語も含まれていた。
- (7) 日本の特許実務との相違点としては、i) 韓国には、補正不可期間内の分割出願時に追加で求められる実体的要件がない点、ii) 韓国では、拒絶決定不服審判の審判結果、審判官が特許審決をせずに差し戻した後、審査官が特許「決定」をするのに対し（このため韓国では、成立審決を受けても再度審査官による新たな拒絶理由が発送される可能性がある）、日本では、原則的に審判官が特許「審決」をする点、iii) 韓国では、拒絶決定不服審判の段階で拒絶理由通知（すなわち補正の機会）が与えられることがほとんどないのに対し、日本では、十分あり得る点などがあり、こうした日韓特許制度の実務上の違いを発見していくことは日本生活の楽しみでもあった。
- (8) 韓国向け PR 活動として、事務所内で執筆した寄稿文「発明の保護及び権利活用を図るための特許明細書は如何にあるべきか」（知財管理 Vol.60 No.3, 2010 日本知的財産協会）を韓国語に翻訳し、韓国特許庁が発刊する雑誌『知的財産 21』に事務所名で掲載した。また、2012 年 1 月 27 日の知財高裁大合議体判決である PBP クレームに関する判決（平成 22 年（ネ）第 10043 号）に関連し、日本の判決内容を整理し、韓国における従前判決の見解と違いについて論じた寄稿文「プロダクト・バイ・プロセスに関する日本の知財高裁判決の内容及びその意義」を作成して、韓国弁理士会の「特許と商標」誌に寄稿した。
- (9) 日本の PBP クレームに関する最高裁判決を検討し、寄稿文

「PBPクレームに関する日本最高裁判決の紹介」（韓国弁理士会発刊「特許と商標」, 2015年7月22日）を執筆し、損害賠償額の算定に関する日本の知財高裁の大合議体判決2件を検討し、寄稿文「2019年及び2020年言渡し日本知財高裁大合議体判決の紹介」（Law and Technology, 2020年7月）を執筆したほか、月刊パテント誌の寄稿文「平成28年にお

ける特許審決取消訴訟の概況」の翻訳文を著者の許諾を得て韓国雑誌に掲載したり、月刊パテント誌に「韓国における営業秘密保護に関する質問および回答（月刊パテント, 2021年10月）」に共同著者として執筆したりもした。

(原稿受領 2022.3.22)



ヒット商品は こうして 生まれました!

令和元年
改訂版

ヒット商品を支えた知的財産権

「パテント・アトニー誌」で毎号連載しております、「ヒット商品を支えた知的財産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれました!」は発明のストーリーをコンパクトにまとめたもので、非常に好評を博しております。

是非ご覧いただき、知的財産、更には弁理士への理解を深めていただければ幸いです。



◆本誌をご希望の方は、panf@jpaa.or.jp までご一報ください。